

(別 紙)

## J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書

政府は、本年6月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しましたが、J Aグループは、自主・自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組みます。

J Aグループは、自らの組織を農業者の機能組合と地域組合の性格を併せもつ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことが今後とも目指す基本方向としています。

このような中で、政府によるJ A改革が、J Aグループが決めた基本方向と大きな乖離があり、それが強行されるとすれば、農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらし、かえって改革の目的に逆行する事態を招きかねません。

政府におけるJ A改革の検討は、農業振興や地域活性化に果たすべきJ Aの役割を十分発揮し、新農政の実践を地域において着実に進める観点から、J Aグループの自己改革を尊重し、その取り組みを後押しするものとなることが、強く期待されます。

つきましては、下記事項について強く要望いたします。

### 記

1. 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。
2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
3. J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。
4. 自立したJ Aの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十分に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月15日

新潟県南蒲原郡田上町議会